



巻頭言：5年に渡る法改正議論終結！法案成立をもって私は代表を退任します

◆ 法案提出に至るまでの経緯 - 安倍首相答弁から5年を要す -

2019年2月の安倍晋三首相（当時）の衆院予算委員会「民法を所管する法務省で引き続き検討させたい」などの答弁から検討が始まりました。その後、2019年11月には法制審議会に先立つ家族法研究会が発足、2021年2月、同研究会の報告を受け、上川法務大臣（当時）は法制審議会への諮問を決定しました。

同年3月に始まった法制審議会家族法制部会での議論には私も委員として参加し、2024年1月30日、合計37回の調査審議を経て共同親権を含む要綱案が了承されました。ここに至るまで約5年の議論を経てようやく民法改正の出口が見えました。

◆ 成立した改正民法に関して

ご存知のとおり、本年3月の閣議決定を経て、通常国会で審議がスタート、4月16日には衆議院可決、5月16日、参議院本会議でも可決、法案は成立しました。

親子ネットでは、これまで改正内容に関して意見交換を行い、議論を重ねて来ました。2023年2月には「ブルックコメントとして「家族法制の見直しに関する中間試案」に対する意見書を提出し、パブコメ集約後の法制審では親子ネットの意見が多紹介され、調査審議が行われました。結果的に改正民法に明文化された意見もあれば見送られた意見もあります。紙面の都合もあり、すべてを紹介することはできませんが、改正民法において意見が採用されたもの、見送られたものに関して報告し、総括したいと思います。

◎ 子の連れ去りが民法上で違法となったこと（民法824条の2）

改正民法では、子の連れ去り、つまり子の居所指定権を親権の行使に関する規律として明文化しました。父母双方が親権者の場合は、DVや虐待からの避難などの急迫の事情や子の身の回りの世話などの日常行為を除き、共同行使することが奨励化されました。子どもの居所を変えることは、民法821条に定める居所指定権、つまり親権の行使となり、原則として父母が共同して行わなければならない、という点により、同意を得ない連れ去りは違法となります。

子の連れ去りが違法とされることは、親権獲得のために「不法な連れ去り」を薦める弁護士などへの抑止にもなり、離婚後の家裁運用を大きく変えるものになります。

◎ 父母の離婚関係に関わらず、父母相互の人格尊重義務、協力義務が明文化されたこと（817条の12）

親子ネットは従来から家裁で合意もしくは審判で決定した親子交流の約半数が履行されないことに問題意識を持ち、「家裁の決定がある事案で合理的な理由のない親子交流拒否は親権者指定、変更の際にマイナスの考慮要素とするよう求めてきました。

この意見が明文化されたものがこの817条です。合理的な理由のない親子交流拒否のみならず、不法な連れ去り事案や一方親の悪口を吹き込む行為なども適用され、家裁実務は大きく変わることになります。

◎ 離婚後共同親権制度が採用されたこと（民法819条）

親子ネットは「甲案 共同親権制度を導入する」、「甲①案 父母の双方を親権者とするを原則とする」との意見をパブコメでは提出しました。

改正民法では共同親権制度を導入され、共同親権を認めない要件としてDVや虐待など共同親権した場合に子の利益を害する場合や親権の行使が困難な場合は単独親権とすることとされました。結果的に「原則」の文字を明文化することはできませんでしたが、例外事項を明記すること法施行後の家裁の半断所一定の効果があるものと期待しています。

ただし、同居親の一方的な拒絶により安易に親権行使が困難と判断され、単独親権を命じられることがないよう、家裁実務を主視していくことが必要です。

△ 親子交流の実現（民法766条の2、人訴法34条の4など）

親子交流に関しては、審判・調停前等の親子交流の試行的実施と現行法では認められていない祖父母などの親族が子との交流を求められることができること明文化されました。これらは公平な要素です。

一方、親子交流を親権の有無に関わらず、「訪問親権」として父母固有の権利とすべき、という意見は取り入れられませんでした。欧米はじめ諸外国では子への有害性が証明されない限り、確保される権利とされています。別居・離婚後の養育の在り方に関する我が国の有識者の捉え方はまだまだ方向性をまとめるに至っていないことがわかります。この点は引き続き、とっかかりをすすめることができるか検討が必要とします。

× 親教育講座の受講、養育計画は離婚上の要件とはならず、促進するための方策を検討することに留まる

親子ネットは親教育講座に関して「甲案 受講を離婚要件とすること」、養育計画に関して「甲②案 弁護士などの法律家による確認を受けた養育計画の作成を離婚要件とする」の意見をパブコメでは提出しました。しかしながら、双方とも離婚要件とすることはできませんでした。

法務省は双方とも調査研究が進められており、法施行までに離婚要件とはできないまでも一定に実効性が得られる運用を実現すべく引き続き、提言を続けたいと思います。

◆ 最後に- 代表退任にあたって

私が運営委員となり10年、代表に就任してから5年の歳月を要しましたが、何とか共同親権を含む改正民法が成立いたしました。ようやく法案成立に至れたことに安堵しております。

ここに至れたのも、弊社以外の当事者の皆さまも含めて多くの当事者が汗を流し、声を上げられたこと、まさしく私たち子どもを想う父母の声が社会を動かしたものと実感しています。皆さまのご努力に敬意を表するとともに、改めて感謝の意を述べたいと思います。

さて、私は今回の法案成立が大きな節目であると考え、親子ネット代表を退任いたします。今回の改正案、目標ど達せなかった要素も残りますが、今後は所代表の泊さんをはじめとする運営委員、会員のみなさんに託したいと思います。

最後になりますが、これまでご支援・ご協力いただきました超党派派義連の先生方、メディアなど含めた有識者の皆さまに御礼を申し上げます。新年度より運営を引き継ぐ運営委員へのご支援とご協力を心よりお願い申し上げます。

（親子ネット会長 武田 典久）

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

親子ネット®

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール： info@oyakonet.org ホームページ： <http://oyakonet.org>

会員 入会金 500円 年会費 3,000円

親子ネット口座 PayPay銀行 すずめ支店 店番号 002 普通預金 口座番号 4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

（オヤコノメンカイコウリュウラジツゲンズルゼンコクネットワーク）

*「親子ネット」は「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク」の登録商標です





民法等の一部を改正する法律の概要

令和6年5月
法務省民事局

【背景・課題】

- ・ 父母の離婚が子の養育に与える**深刻な影響**、子の養育の在り方の**多様化**
- ・ 現状では養育費・親子交流は取決率も履行率も低調
- ・ 離婚後も、**父母双方が適切な形で子を養育する責任を果たすことが必要**

【検討の経過】

- 令和3年2月 法務大臣から法制審議会へ諮問
 - 令和6年2月 法制審議会から法務大臣に答申
 - 令和6年3月 法律案閣議決定
 - 令和6年5月 成立・公布
- **公布から2年以内に施行予定**

第1 親の責務等に関する規律を新設

- 婚姻関係の有無にかかわらず**父母が子に対して負う責務を明確化** 民法817の12
(子の心身の健全な発達を図るため子の人格を尊重すること、父母が互いに人格を尊重し協力すること等)
- **親権が子の利益のために行使されなければならない**ものであることを明確化 民法818等

第2 親権・監護等に関する規律の見直し

- 離婚後の親権者に関する規律を見直し 民法819等
 - 協議離婚の際は、父母の協議により父母双方又は一方を親権者と指定することができる。
 - 協議が調わない場合、裁判所は、子の利益の観点から、**父母双方又は一方を親権者と指定する**。
→ 父母双方を親権者とする**ことで子の利益を害する場合には単独親権としなければならない**。
例：子への虐待のおそれがあるケース ※ 虐待やDVは身体的なものに限らない。
DVのおそれや協議が調わない理由その他の事情を考慮し、親権の共同行使が困難なケース
 - 親権者変更にあたって**協議の経過**を考慮することを明確化 ※ 不適正な合意がされたケースにも対応
- 婚姻中を含めた親権行使に関する規律を整備 民法824の2等
 - 父母双方が親権者であるときは共同行使することしつつ、**親権の単独行使が可能な場合を明確化**
 - ・ **子の利益のため急迫の事情があるとき** (DV・虐待からの避難、緊急の場合の医療等)
 - ・ **監護及び教育に関する日常の行為** (子の身の回りの世話等)
 - 父母の意見対立を調整するための**裁判手続を新設**
- 監護の分掌に関する規律や、監護者の権利義務に関する規律を整備 民法766、824の3等

第3 養育費の履行確保に向けた見直し

- **養育費債権に優先権（先取特権）**を付与（債務名義がなくても差押え可能に） 民法306、308の2等
- **法定養育費制度**を導入（父母の協議等による取決めがない場合にも、養育費請求が可能に） 民法766の3等
- 執行手続の負担軽減策（**ワンストップ化**）や、収入情報の開示命令などの裁判手続の規律を整備 民執法167の17、人訴法34の3、家手法152の2等

第4 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し

- 審判・調停前等の**親子交流の試行的実施**に関する規律を整備 人訴法34の4、家手法152の3等
- **婚姻中別居の場面における親子交流**に関する規律を整備 民法817の13等
- **父母以外の親族（祖父母等）と子との交流**に関する規律を整備 民法766の2等

第5 その他の見直し

- 養子縁組後の親権者に関する規律の明確化、養子縁組の代諾等に関する規律を整備 民法797、818等
- 財産分与の**請求期間を2年から5年に伸長、考慮要素を明確化** 民法768等
(婚姻中の財産取得・維持に対する寄与の割合を原則2分の1ずつに)
- 夫婦間契約の取消権、裁判離婚の原因等の見直し 民法754、770

新代表挨拶、親子ネット運営委員会 2024年度運営体制、新運営委員ご挨拶

【新代表挨拶】

2024年6月29日の親子ネット総会で、新代表に就任した泊と申します。私は4年前に当事者となり、親子ネットと出会い、共同親権を目指す活動に救われました。当時は、世の中を変えるために何をすべきかを考える余裕もありませんでしたが、既に先人たちが歩んできた道があることを知り、その道を支援することが世の中を変える近道だと感じました。2年半にわたり、親子ネットの運営委員として、定例会や講演会、記者会見、議員陳情、法制化活動などに携わり、ノウハウを積み重ねてまいりました。

親子ネットはこれからも武田前代表に会長として引き続きご支援を賜りながら、「当事者支援」と「法制化活動」の2本柱の活動を行います。法制化活動においては、法案成立の次のステップとして親教育講座の受講、養育計画の促進等にも取り組んでいきます。当事者支援については、施行前の当事者支援と係争のノウハウ共有に注力して取り組みます。これらの法改正を踏まえた新たな取り組みを行い、「親子が自然に会える社会」の実現に向けて活動していきます。

心強い運営や会員の皆さまと一緒に協力してまいりますので、今後ともご支援とご協力をお願い申し上げます。

なお、当日の総会では、2023年度活動報告の後に、運営委員の選任、2024年度活動方針案、予算案、規約改訂について、ご出席の会員の皆さまからご質問と審議に関するご発言をお受けした後、これらの決議事項について採決をいたしました。その結果、委任状によるご賛成と合わせ、賛成多数をもって承認可決されましたことをご報告申し上げます。

総会にて決定した2024年度体制は下記のとおりです（※個人情報保護の観点から一部仮名があります）。

（親子ネット新代表 泊 真生）

会長	： 武田 典久	運営委員	： 多田 芳雄	川井 順子	（新任）	
代表	： 泊 真生		小黒 菊男	川名 恒太	（新任）	
副代表	： 相澤 裕二 鈴木 健二 中村 仁子		久保 惣	北村 隆之	（新任）	
監事	： 林 繁樹		佐々木 泰子	斉藤 さなえ	（新任）	
顧問	： コリン P.A. ジョーンズ		志摩 謙信	佐藤 和	（新任）	
	（同志社大学法科大学院 教授）		大久保 信之	（新任）	広野 樹	（新任）
					※ 他に委嘱委員あり	

【新運営委員 副代表：鈴木 健二】

運営委員になりました鈴木です。当事者歴は間もなく3年になります。今年5歳になる娘と2歳のときからほぼ会えなくなりました。失われた時間を思うとたまに辛いのですが、家族法改正の施行という夜明けを目指して日々みなさんと一緒に活動できればと思います。離婚が夫婦の終わりであっても親子の終わりではない、親子が自然に会える社会を目指して、これからは正念場だと思います。子ども達のためにとがんばりましょう！

【新運営委員：川井 順子】

図らずもすっかり古参となってしまいましたが、悲願の共同親権法制化が成りましたこと、なんとかやってきて良かったなとしみじみ感じる今日この頃です。晴れて議員会館に日参(?)する必要もなくなりましたので、今後も必要となる親子ネットの当事者支援活動、ならびに、尽力くださる当事者仲間の皆さんの働きに、細々ながら貢献できればと考えております。よろしく申し上げます。

【新運営委員：川名 恒太】

この度、運営委員を賜りました、川名と申します。2017年に妻と結婚。娘を授かりました。直後、妻の過去の前科が発覚。途端に娘と断絶されました。その頃、AbemaTVに出ていた武田代表（当時）の姿を他人事の様に見ておりましたが、その後、娘を連れ去られ親子ネットと繋がりました。私は写真関係の仕事に従事しております。微力ながら皆さまの前を向いて進む姿を、写真を通じ世間に周知して行きたいと考えております。

【新運営委員：北村 隆之】

運営委員となりました北村です。約1年前、妻に当時3歳の娘を連れ去られ、現在は断絶状態となった当事者です。その直後に街宣で出会った泊さん（現代表）に詳しいお話を聞いてから親子ネットに参加。それまでは誰に聞いても悲観的な話しをされるだけでしたが、親子ネットだけが唯一、法改正に向けて前を向いて取り組んでいる組織でした。改正法が公布され、今後1年の課題は、立法趣旨どおりに裁判所に運用を変えてもらう事。そのために必要なアクションに取り組んでまいります。

【新運営委員：斉藤 さなえ】

新運営委員の斉藤です。良好な関係の親子が突然引き離されることなく、別居や離婚後も子どもが両親からの愛情を受けることが当たり前の世の中に変わっていくよう、微力ながら尽力いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【新運営委員：佐藤 和】

今期より運営委員となりました佐藤（宮城県）です。突然日常から0歳8カ月の娘がいなくなり、連れ去り親子断絶という理不尽な経験をしています。改正民法が公布され、取り組みステージが変わりました。「別居または離婚後の親子が自然に会える社会」の実現のため、皆様と共に、自分ができることをしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【新運営委員：広野 樹】

この度、運営委員として参画させていただくことになりました。福井県在住の広野と申します。武田会長をはじめ当会の皆様のご尽力のおかげで法改正が実現されたこと、心から感謝致しております。私は地方在住ということで、運営自体にはご不便をおかけすることが多々あると思いますが、逆に利点もあると考えております。率先して地方自治体への働きかけを行うことによって、相乗効果を生み出せるよう尽力して参ります。マイペースすぎるところがありますが、折角活動をするなら楽しく、人と人との繋がりを大切にしていきたいと思っておりますので、何卒よろしくお願いいたします。



親子ネット 講演会

～ 共同親権法案成立！ 何が変わる？ 私たちは係争にどう向き合う？ ～

2024年5月17日、婚姻中の父母に認められている共同親権を離婚後も可能とする改正民法が、参議院本会議で賛成多数で可決、成立しました。離婚後の共同親権の導入は1898年の明治民法の施行以降初めてです。1947年の民法改正で定められた「婚姻中は共同、離婚後は単独」の親権のあり方が77年ぶりに見直されます。公布から2年以内に施行されるとしています。

親子ネットは6月29日に法案成立を受けて当事者が今後取るべき行動について、議員、弁護士、有識者を迎えて講演会を開催しました。当日は200名近く参加いただき、盛会にて終了しました。当日の内容の一部（登壇順、要約）を掲載します。

【柴山昌彦 衆議院議員】

今日は暑い中、皆さまにお集まりいただき本当にありがとうございます。そしてまた、皆さまの絶大なご支援によりまして、針の穴を通すような国会での対応、法案の審議の状況だったのですが、なんとか多くの党のご理解をいただいて民法改正が成立したというのは本当に大きいと思います。皆さまからすれば、まずは第一歩だという思いかもしれないですが、その一歩を踏み出すことすら非常に社会的には大きな困難を伴ったわけですが、しかし今回とあえずその一歩を踏み出すことができました。平成24年の改正民法の時にも親子交流とか、あるいは養育費の支払はしっかり民法に入れました。しかしそれらの実効性を担保することができなかった、だから今回は共同養育支援議員連盟まで作って、「父母の協力義務」というより大きな太い柱を作って、これらを実効的に担保する為のいろんな仕掛けを作りました。「いや、柴山さんそう言ったって子の連れ去りに対する厳罰化、刑事法の仕組みが無いじゃないか」ですか、あるいは「基準を作っても裁判所が全然言うことを聞かないじゃないか」そういうお声をたくさん聞きます。けれども、法律は細かく基準を定めようとして細かくしようとすればするほど関係者の利害調整がものすごく大変になって、結局そこで頓挫してしまうことになる。今回この法律の中身は、私はギリギリの選択だったと思います。今後法律が見直しをするまでの間に、より社会全体を「共同親権」に対してフレンドリーな世の中にしていく為に、これからみんなで力を合わせて頑張っていかなければいけない、その為の貴重な一歩になればいいなと思っております。

今後についてポイントとなることをいくつかお話しします。まず一番大切なのは、「父母が子どもに対して負う責務」、これが極めて重要です。いわゆる「フレンドリーペアレントルール」と解釈できるのではないかと我々は訴えているところですが、子どもの心身の健全な発達のために、父母が互いに人格尊重をして協力をしなければいけないということです。義務に沿わない行動を取った一方親がペナルティーを負うということが国会の質疑において明らかにされております。ですので、子どもに対して、あるいは相手親に対して非常に敵対的であるということが親権行使に対してむしろ障害になってくる、ということが例えば親権者の変更、あるいは共同親権にするかどうかの判断時に一つの目安になってくるということです。

次に多い声が「原則共同親権とはいえない」と言われることです。確かに「原則」という二文字を書き込むことはできませんでしたが、しかしながら、父母が共に共同親権に賛成を仮にしない時であっても裁判官が子どもの利益を害する場合じゃなければ共同親権とできます、という法律の立て付けになっています。あくまでも法律が明確化するのとは例外事由で、今回明確にされているのは単独親権としなければいけない場合が書かれているということが、原則共同親権により親和性のある法制度だと評価することができると考えております。

それから婚姻中を含めて、共同親権の場合にでも例外的に単独で判断できる事例、これは急迫の事情が認められる場合あるいは日常の行為について、例えば進学の時や病気の時について国会質疑で答弁がされています。これは常識的なラインに従った形であり、可能であればやはり別居親の意見も聞きましようよという立て付けであったかと思っております。決してこれによって子どもの為の物事を決めることが非常に困難になるというような仕組みではないということが国会

質疑を通じて明らかになったと思います。それと、養育費の確保について、法定養育費制度も含めて仕組みが書かれています。ただこの法定養育費というのは非常にレベルの低いところからスタートすることになっており、そこに反論することも手続き上保障されています。

肝心なのは親子交流です。これに対する規律が整備されています。また、監護権の指定というのは任意になっております。また、監護権が指定されてもそれは濫用的な指定、例えば行方が分からなくなってしまうような理不尽な連れ去りを正当化する為の監護権というもの、無条件でそうはならないということも法律の審議の過程で明らかになっているかと思っております。祖父母と孫（子ども）の交流について、これまで判例では祖父母の交流権をずっと認めていませんでしたが、これが認められるようになっております。また親子交流の審判を守らなかった場合の強制執行の在り方についてもしっかりと法整備がなされてきておりますし、フレンドリーペアレントルールに照らした形での不利益についても今後はしっかりと訴えていくことが、この法改正と共にできるようになってくることも非常に大きなポイントだと考えております。

今後の整備の在り方ですけれども、検察や裁判所もこの法律に従った考え方の転換が非常に大切です。この法律の内容を国民全体に周知していくこと、この二つが極めて重要です。また共同養育をするにあたってのサポートをする為の体制整備は、自治体やNPO法人との連携も必要になってきます。それから今法務省が親教育講座、共同養育計画の策定についての研究を行っています。今回は離婚の要件化にすることはできませんでしたが、少なくとも離婚届にただ書いてあるだけでは決してせずにしっかりと基準を設け、親子交流についてもしっかりと頻度も含め、諸外国並みにしていくことを、法務省あるいは裁判所が今後基準を作っていくことが非常に重要だと思っておりますし、促してまいります。

最後に、子どもとのきちんと親子交流を行っていく為の様々な創意工夫の仕組みについても議員連盟として引き続き必ずフォローして改善をしていきます。それから最高裁判所家庭局の第一課長が、今後1年以内に東京、大阪等の都市部を筆頭に、全国的にこの新しい法律に従った、あるいは諸外国の運用に従った形での、親子交流等の判断基準についてきちんと研修をしていくことを明言いたしました。ではこれが法改正施行の前にどういった影響を持つのかについては、準備や研修によって得られる知見というのが、グレードを持った形でだんだんと浸透していき、それが必ず現行法の解釈においても影響を与えていく、このように確信をしております。



柴山 昌彦先生



【作花知志 弁護士】

改正民法が施行されるのは2年後ですが、私が事件を担当したならば次のような主張をするのではないかと、という点を述べます。これらはあくまで私の解釈論に基づく主張になりますのでご了承ください。
<連れ去りの違法性について>

改正民法の民法824条の2の第1項第3号では、親権は父母が共同して行使するが、子の利益のため急迫の事情がある場合には一方の親だけの判断で居所を変更できるとされています。これは、離婚後のみならず、離婚前の共同親権下でも適用できると解釈できる大変重要な規定です。なぜならば、今回の改正民法は、現民法の離婚前親権の規定を前提にして、それを離婚後も共同親権にした場合ということで制定されているわけです。今までは民法の親権の規定が不明確だったため、「連れ去り」は違法なのか適法なのかという混乱が生じていました。例えば、他方親権者の同意なく子どもを連れ去っても適法という裁判例があります。

しかし今回の改正民法のこの規定は、離婚前共同親権、現在施行されている共同親権下における「連れ去り」の違法性問題について大きな根拠を与えてくれるような規定ができたと思っています。「連れ去り」について社会が大きな混乱状態にある現状は、裁判所やさらには調査官が用いている民法の親権の規定の解釈が民法に適合してなかったから起きている混乱ではないかと思っています。その意味で非常に大きな根拠を改正民法は与えてくれたと思うわけです。

<面会交流について>

改正民法の817条の13には面会交流の規定が新設されましたが、824条の2第2項では、親権者が子どもの監護や教育に関する日常の行為を単独で行うことができるとされています。この二つの規定の関係について考えると、面会交流は同居親の義務として行われるべきものであり、子どもの日常生活の監護や学校行事の参加とは異なる制度であることが改正民法によって示されたと思っております。これにより、以前から思っていたのですが、学校行事参加については面会交流に関する裁判所の判断とは違う（例えば、学校長の判断）、ということが明確になったと思っております。これは現段階でもできる主張ではないかと思っております。

<フレンドリーペアレントルールについて>

改正民法817条の12第2項のいわゆる「フレンドリーペアレントルール」は、両親が互いに尊重し協力する義務を規定し、その義務に違反する場合には親権者としての資格を失う可能性があるとしています。このルールは、親権の行使に関する解釈指針として非常に有効であり、現在の法律においても適用可能です。最近の裁判例でも、親による子どもの養育は「基本的人権」であり、合理的理由なしに制限することはできないという立場が認められるようになってきています。とすると、その判例の立場とのこの「フレンドリーペアレントルール」は適合しているわけです。従って現民法の親権規定の解釈においても、他方親と子どもとの関係を否定する親は自らが親権者としての資格を失うということになるという主張の根拠になるのではないかと思います。

<監護の分掌>

新しい用語が改正民法に追加されました。これは、離婚した夫婦が子どもの監護を共同で決定することができるという考え方を反映しています。外国だと、いわゆる面会交流権が金土日とは別居親と過ごす、とか、宿泊面会というのはいもう当然のようになっています。また最近の研究によって、子どもは両方の親と直接触れ合えば触れ合うほどに愛情ホルモンが分泌されるということが科学的・医学的に分かってきております。心理学的な調査でも親が別居している状態で育った子どもたちは別居親と直接触れ合う機会が多ければ多いほど自己肯定感が高くなり、人とのコミュニケーション能力が高くなるということも分かっております。そのような科学的な事実の存在が今回の改正民法で新たに入った「監護の分掌」という言葉に現れているような気がします。

<子への影響の軽減>

今回の改正民法の最大の役割は、離婚が親と子の関係に与える影響をできる限り軽減することにあると思います。離婚というのはあくまでも両親の関係であって、両親が離婚したとしても親と子であることにはなんら変わりはない、逆に両親が離婚してしまうからこそ、国が法律制度を整えて子どもたちに離婚の影響が可能な限り少なくなるようにするのが国の役割だと思います。改正民法はこのような社会意識の醸成に寄与するものであり、重要な意味を持つと私は考えています。

【松野絵里子 弁護士】

新たに民法に追加された第817条の13は、別居中の父母が子どもとの交流について合意する義務を明記しました。先進国では「セパレーション」期間中に子どもの共同養育について合意することが常識となっています。一方、これまで日本には別居中の親子交流に関する規定がありませんでしたが、今回新たに取り入れました。この条文が入ったということは、別居親と子どもが交流することを決め、同意する義務が元々あったという風に考えられると私は思います。これは今まではありませんでしたが、今回入ったということは大きな一歩だと評価をしています。

一方、以下の課題があります。

① 迅速な合意形成の難しさが課題です。海外先進国では、離婚に際し裁判所の命令なしには成立しないため、父母は弁護士等を通じ迅速に合意形成し、共同養育の合意をする常識がありますが、日本にはそれがありません。今後、迅速かつ適切な交流合意を実現するための方策が必要です。

② 現状、日本では親が一方的に子どもを連れ去る問題が存在します。民法改正で別居を一方的に実行することができるというこの国の現状が変わるのかが問題です。

③ 面会交流について父母が合意できない時は家庭裁判所が審判で決めるわけですが、その場合824条の2の条文が使われることになると考えられます。裁判所が本当に充実した交流頻度の審判を速やかに出せるのかが問題です。なお、今年の私の国賠ではこの条文がないことが、日本民法の「子の利益」において立法不作為と国を訴えたのですが、十分こういう場合も考慮した条項が多く存在すると反論されて最終的には勝てませんでした。しかし今回の条文が入ったことで少しは私の活動も意味があったのかなと思います。

第824条の2は、共同親権に関する規定で、父母が一つの決定をできない場合に国家が介入する条文です。これは離婚後だけでなく、離婚前の共同親権にも適用されます。条文の3項では、父母のどちらかに決定権を与える形で、片方の拒否権を奪う内容といえます。

この規定により、別居を希望する親とそうでない親が対立する場合、別居を希望する親が裁判所に許可を求めることになります。海外の「リロケーションオーダー」に似ており、日本では国内版として機能することになります。この規定では、まず協議が必要で、その後、家庭裁判所が調停を行います。協議がうまく進めば、監護に関する合意も決定されるでしょう。ただし、協議がうまくいかない場合、「急迫の事情」を理由に別居を強行する親が出る可能性もあります。



作花 知志先生



松野 絵里子先生



「急迫の事情」があるかどうかは、クライアントの意見を基に判断されるべきですが、実際の裁判所の判断がどうなるかは不確定で、アドバイスにはリスクが伴います。また、共同親権に反対する人々は、合意形成が難しく、モラハラの問題から話し合いができないと主張する可能性があります。このため、安全かつ迅速に合理的な合意を形成することが大きな課題となります。

裁判所が最終的に決定する際に、単に「お母さんが子どもと過ごす時間が長いから」という理由で判断すると、実質的に単独親権に近い状況になりかねません。これには問題があると考えます。

弁護士の視点では、ADRなどの手法を利用して迅速な共同養育合意が得られれば、効果的な制度が生まれるかもしれないと考えます。精神的DVの場合などの支援が不足しているとの反対意見もありますが、支援機関の活用で葛藤を低減し、合意形成を促進できる可能性に期待しています。

一方で課題としては、「私は被害者だ」「夫とは対等に話し合えない」と感じる人々にはエンパワーを促す援助が必要です。また、加害者や虐待親とされる人々には交流時の支援が必要だと思います。心の問題なので、父母が納得できる合意を得るためのカウンセリングも必要です。

次に、家庭裁判所が今後別居前の争いをどう解決していくかについてお話します。まず、家庭裁判所はどちらの親に居所指定権を与えるか判断する必要があります。この場合、子どもの利益を最優先に判断されるでしょう。しかし、両親の養育義務が規定されているため、家庭裁判所が片親に居所指定権を与えるだけで良いのかという疑問が残ります。

私の期待も含めて考えたことですが、双方が養育計画を提出することによって、家庭裁判所がその計画を基に居所指定権をどちらに渡すか考える可能性が出てくると思います。しかし家庭裁判所が「監護の量が多い」側に一方的に決定してしまうと、現在と同じように監護の継続をしている方にほぼ単独親権が与えられるリスクもあると考えています。従って家庭裁判所やADRにおいて合理的な案を早めに示すことで、合意形成が促進される制度が望ましいのではないかと思います。

今後は766条の類推適用の時代は終わり、居所指定権の争いに整理されていくのではないかと考えています。双方の養育計画を裁判所に見せることで、最も望ましい判断がされると信じています。

最後に、その他の課題について述べます。仮に交流が全くできていない場合、ハーグ条約に基づき、長期間子どもに会えなかった親に対し、新たに親子関係を築くためのカウンセリングが必要です。日本にもそのような制度が必要だと思います。また、公的な面会交流センターがあれば、片親が危険だと主張しても裁判所が保全的な交流命令を出しやすくなるので、これも必要だと考えています。子どもの心のケアや養育計画の作成サポートも必要です。

【中村一夫 神奈川県大和市議会議員】

私は「離婚後の親子関係を考える地方議員の会」の会長を務めております。

本日は、千葉県館山市議の石井としひろ議員、東京都目黒区議の竹村ゆうい議員、兵庫県尼崎市議の西藤あきこ議員、奈良県香芝市議の眞鍋あき議員と一緒に参加させていただきました。この地方議員の会を作りましてまだ2年ぐらいなのですが、現在は北海道から沖縄まで会員がおります。今年も7月5日に総会を開きまして、民法改正が成立したことも踏まえて、これからはますます地方が大事になってくると思っています。法律を実際の地方の現場で、どういう風に運用していくのか、すごくこれから重要などころになってくると思っています。

特に学校行事への参加というのは非常に大きな課題です。教育委員会ではこれを禁止しているわけではない、でも学校に行くと校長先生がダメと言う、あるいは学校に行くと教育委員会に聞いてくれて言われて、行ったり来たりしているうちに運動会が終わってしまうことになる。そういうことを経験されている方がいっぱいいるのではないかと思います。そこで地方では、それぞれの地方自治体で「〇

〇市モデル」みたいな感じで、別居親の様々な行事への参加や、親子交流についての取り決めをつくっているところもありますので、それぞれの自治体との取り組みとか成功事例も含めて情報を共有しながら、現場ではこの民法改正のことをよく分かっていない担当者がかほとんどなので、そういうことをしっかりと周知できるような体制を作っていきたい、と考えています。

共同親権に反対している方々は、いろいろ反論してくる可能性がありますので、正確な情報をしっかりと教え、周知するということはとても大切だと思っております。

市民の方々、あるいは当事者の方々に最も近い立ち位置におります私も地方議員が、国会の共同養育議員連盟の先生方としっかりと協力して、そして親子ネット等当事者団体の方々ともしっかりと連携しながら進めてまいりたいと思います。

民法改正にあたりましては、共同養育議員連盟の柴山会長をはじめ、梅村先生、大勢の皆さま方に本当にご尽力いただきましたことを心から感謝いたします。

【梅村みずほ 参議院議員】

今日この場に来て、皆さんとこれからお話ができるのを嬉しく思っております。

今回の民法改正についてはいろいろな意見があると思います。私も共同養育計画の義務化ですとか、親ガイダンスの義務化など必要かと思っています。特に個人的には、子どもに対するガイダンス、つまり「両親の離婚は決して子どものせいではない」ということをしっかりと伝えてあげることで、子どもにこれから何が起るのか、どんな不安が子どもを襲うかもしれないのかということを事前に教えてあげて、そういう時は誰を頼ればいいのかということ伝えるというようなことを入りたいですとずっと思っておりました。そういったところが入っていないということで、やはりこのままでいいのかと思ったこともありました。しかし議論が進めば進むうちに、反対される方々の主張がものすごく強いです。日に日になんとしてでもこの単独親権国家において1ミリでも「共同親権」というこの岩盤に穿つ（うがつ）一点を注入しなくては行けないと思ひ、今はこの法律ができたことを心から喜んでおります。

なかなか皆さんの状況が変わらないであるとか、これから施行まで2年以内となっていますけれども、そのような中で、どうしていったらその穴を埋めていけるのか、子どもの権利が守れるのかってことは、地方がこれから鍵を握ってくるのです。地方と司法のフェーズに入ってきているといえます。例えばDVと支援措置、こちらは総務省の所管ですけれども、また面会交流については子ども家庭庁が担うべきと思っていますので、子ども家庭庁でDV対策等実効的なものを作るにはどうしたらいいのかということで、内閣であるとか様々そういった所管省庁においてできることがたくさんあると思います。そういったところを仲間たちで、ワンチームで詰めていけたらと思っています。



梅村 みずほ先生



中村 一夫先生

娘との同居について

～ 10年あまりを経て一緒に暮らすことになった生活 ～

今年（2024年）2月より、連れ去りにより引き離されていた一人娘と、私の家で一緒に暮らすことになりました。現在、娘は22歳。今春に大学を卒業したあと進学して現在は大学院生です。成人ですが、学生ですので私の扶養家族として生計を同一としています。

私が経験した「連れ去り」の経緯を簡潔に記します。2011年6月、娘が小学3年生のときに連れ去られました。その後、家庭裁判所にて当時の配偶者からの申し立てにより調停が始まりました。翌2012年に不本意ながら娘のことを考えて離婚を成立させました。しかし調書にも記載された面会交流は全く行われず、2014年に履行勧告を申し立てました。その後、更に面会交流調停を申し立て、より実現性のある調書を作成しました。実現性のある調書の内容として「娘と直接連絡を取る」ことなどを盛り込みました。しかしながら当初は面会交流が順調になされることはありませんでした。

娘と徐々に交流ができるようになったのは高校受験のあたりからです。娘と私が直接連絡しあって会う日を決めるのですが、お互いのスケジュールを調整するのは大変なところもありました。それでも娘と私で納得して決めているので気持ち的には不満のようなことは減少しました。娘の進路に関してはとても心配していましたが、娘は志望の高校に無事入学し、その後大学進学、今春大学院生となりました。そして現在私と同居となっております。

同居となったいきさつは多分に娘の意思が作用しています。娘は大学卒業後、すぐ就職するのではなく学生時代より参加していたボランティアなどの活動を続けていくつもりでした。それに対し、母親（元配偶者）は就職してほしいようでした。また、母親は娘が成人になったこともあり、今後は自分の人生を歩むことを考えていたようです。そうなるも今後母親と暮らすことに関していろいろと悩み考えたようです。そのようなことから私から積極的に同居を勧めたわけはありませんが、娘は私との同居を決意したようです。その後引っ越しを済ませ、まだ落ち着かない生活の中、大学の先生の勧めもあって大学院進学の方へ進み試験を経て進学が決定しました。様々な経緯はありましたが約12年ぶりに娘との同居生活が始まりました。

さて、娘との同居について何からお話しましょうか。

別居の直接の要因は連れ去りであり、そこから私の10年余りの一人暮らしを余儀なくされるわけです。その間には娘と暮らしたいという切望のような気持ちはいつもありました。ところが同居してから、娘とぶつかる（それはお互いに意見が食い違ったり、主張しあうことですが）ことが頻繁に起きています。

それは、傍から見たら取るに足らないことが多いでしょう。ときに娘の言わんとしていることが矛盾していて理解に苦しむ

こともあります。娘曰く情緒不安定になるということです。最近の私はある程度冷静に対処しています。それは決して娘の言葉を軽く考えているということではありません。そこは今までの娘の心の中溜まっているものが父親の私にぶつけられているのだと捉えています。それとは別にお互いの考え方の違いなのか、はたまたジェネレーションギャップなのか、娘とぶつかることがままあります。

子どものころに引き離された娘も今や成人です。そこは単なる親子喧嘩と捉え、あまり深く考えないようにしています。

以上のことを振り返ってみますと、離れて暮らして仲良くやっていたつもりでも「同居」という形態は距離が近すぎる故、お互いの距離感はある程度考えて生活してゆかねばならないと思いました。

同居に際して距離のことを申し上げましたが、娘と母親は現在別々に暮らしていますので、そういう意味では娘にとって良い関係性を保てる距離感のようです。それは娘が母親に対してあらためて感謝しているようなことを私に話すことがあるからです。それはそれでとても良いことです。

そう思う一方、娘と同居してから私自身が連れ去りされたことに関して元配偶者に恨みがましく感じる（思い出す）ことがよくあります。過去のことで捉えていたつもりでしたが、連れ去りされたことや、それに関連することでどんなにか苦難を負わされたかと恨みがましい気持ちが蘇ってくるのです。器が小さいと言われればそれまでですが、そういった気持ちが沸き上がるのは本当ですので、仕方ありません。『連れ去りとはなんとというひどい行為であるのか』という認識は一貫しています。それを犯した元配偶者や親族に何の罪の意識がないのも腹立たしい気持ちになります。

甚だまとまりのない文章となりましたが、娘との同居に戸惑いがあることは事実です。しかし、親子としていつもいがみ合っているということではありません。家族としてお互い笑顔で接することも当たり前にあります。

引き離された娘と10余年を経て暮らしてみて、それで「めでたしめでたし」というわけではないと感じております。「引き離し」の影響（年月、距離感など）は、娘にとって何らかの心の傷があるのではないかと考えています。

今後、成長した娘とお互いの心の内を話し合う機会を設けることを考えています。

（高橋弘之）



告知

◆ 親子ネット定例会

詳細はHPにて随時告知します。
HP: <https://oyakonet.org>
※ 事前申込み制です。当日の飛び込み参加はお断りしています。
※ zoom参加可 (会員のみ)。

◆ 親子ネット講演会

企画中、詳細はHPにて随時告知します。

♥ 親子ネットさっぽろ・十勝 合同企画

「共同親権・共同養育セミナー」企画中
10/26(土) 14:00~17:00予定、場所未定

◆ 親子ネットNAGANO

<連れ去らない・引き離さない・見放さない>
面会交流支援、離婚・子ども・ステップファミリー
関係各種相談・支援
<問合せ>
Mail: kodomokenri@gmail.com
HP: <http://oyakonetnagano.jimdo.com/>
Tel: 080-5171-1303

◆ 当事者女性の親睦会

隔月の土曜日に開催しています。
<日時、場所> 未定
※参加は女性のみとなります。
<参加費> 会場費を頭割りで負担します。
出入り自由です。オンライン参加可。皆さんが悩んでいることを話せる場所として来て頂ければと思います。開催日と場所は近くなりましたら個別にご案内します。
<問合せ>
担当: 薄井 Tel: 090-2417-6152
Mail: erina0516vn@gmail.com

◆ くにたち子どもとの交流を求める親の会

定例会<自助活動>毎月第1/第3木曜日夜
※詳細は、facebookページをご覧ください。
<https://b-m.facebook.com/kunitachivisitation>

♥ 一般社団法人りむすび

<個別相談・面会交流サポート> 共同養育実践に向けたきめ細かいサポートを行います。
<講演・講師> 行政・議員・当事者向けに共同養育普及の講演や研修講師を行います。
<りむすびコミュニティ> 別居離婚パパママの相互理解を深めるコミュニティです。
<共同養育各種講座> 1名より随時開催します (zoom可)。
<問合せ> rimusubi@gmail.com
※詳細はホームページをご覧ください。
<http://www.rimusubi.com>

報道

・2024/8/24 TBS 報道特集「連れ去り」などで関係絶たれ…子どもたちの告白～
・2024/8/6 Abema times 男性育休3割に増加も「給料」「人員」に課題山積…小室淑恵氏「3割の学生は半年以上の育休を希望」「企業は“抜けても回る職場作り”を」
・2024/7/31 時事通信 男性育休取得率、3割超 過去最高、女性とはなお開き一厚労省
・2024/7/31 東洋経済 学校現場への影響も甚大「共同親権」何が起ころ？ 進路選択や特別支援、不登校対応なども混乱か
・2024/7/24 福祉新聞 関係府省庁の局長級による連絡会議 法相「子どもに不利益ないように」
・2024/7/16 福祉新聞 養育費確保策の充実を 自民母子寡婦議連が厚労相に要望
・2024/7/12 LIMO 母子家庭「養育費をもらったことがない」が56.9%…面会交流を継続的に行う人の頻度は「月1回」が最多
・2024/7/8 テレビ朝日系 (ANN) 共同親権導入へ関係府省庁の初会合開催「横断的に取り組む」小泉法務大臣
・2024/7/8 NHK 「共同親権」導入へ法務省が初の連絡会議 周知や広報を検討へ
・2024/6/25 時事通信 共同親権巡り指針策定へ 政府連絡会議、来月初会合
・2024/5/31 マイナビニュース 【共同親権でも話題に】離婚後の子育て「養育費」の相場はいくら？
・2024/5/18 BBC 「元配偶者に子供を取られた」…日本で離婚後の共同親権導入へ
・2024/5/17 日本経済新聞 離婚後の「共同親権」選択可能に 改正民法が成立
・2024/5/17 毎日新聞 離婚後の共同親権が可能に 改正民法が成立 77年ぶりに見直し
・2024/5/17 産経新聞 「共同親権」認める改正民法が成立 77年ぶり規定変更2年以内に施行
・2024/5/17 NHK 離婚後の「共同親権」導入 改正民法などが成立
・2024/5/17 読売新聞 「共同親権」定めた改正民法が成立…参議院本会議で可決

・2024/5/16 毎日新聞 離婚後の共同親権導入、参院法務委で可決 民法改正案成立へ
・2024/5/16 NHK 離婚後の「共同親権」民法など改正案 参議院法務委で可決
・2024/5/16 日本経済新聞 共同親権の民法改正案、17日成立へ 参院委可決
・2024/5/16 朝日新聞 離婚後の「共同親権」法案 成立へ 参院委で賛成多数で可決
・2024/5/16 読売新聞 「共同親権」民法改正案、参院法務委で可決…父母が協議し選択可能に

住所変更時のお願い

ご住所やメールアドレス等に変更がございましたら、お手数ですが、お早めに変更手続きをお願いいたします。
Mail : info@oyakonet.org

編集後記

- ◆ 今回、娘との同居について私の事例を書かせていただきました。字数が足りず、かなり端折りましたが、私の事例として一読いただけたら幸いです。(H.T.)
- ◆ 6/29の総会より2024年度の新体制がスタートしました。参議院本会議で長年の悲願であった民法改正が成立しました。内容も完璧とまで言えませんが、次の施行までのステージにむけ運営委員一同歩みは止めません。(Y.A.)
- ◆ 民法改正おめでとございます。私が別居したのは娘が3歳の時でした。その娘も今は12歳。娘のことを考えない日はありませんし、これほど一人のために何かを継続してきたことはありません。今後も気持ちは変わらない。引き続き、これからもよろしくお祈りします。(S.H.)

編集委員

☆ 親子ネット運営委員会
H.T. K.S. Y.A. O.K. S.H.

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 会員募集

私たちは、離婚や別居により離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用改善や、親子面会交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。私たちは、共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。ホームページの運営、会報「引き離し」を定期的に発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加下さい。

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール : info@oyakonet.org ホームページ : <http://oyakonet.org>

